

平成 21 年 10 月 7 日

各会員 殿

小郡三井医師会
感染症対策担当理事 毛利康茂
新型インフルエンザ対策委員会
会長 丸山 泉

福岡県医師会より新型インフルエンザワクチン接種の受託医療機関の選定と優先接種医療従事者数の確認について参っております。この本文でご理解の上、新型インフルエンザワクチンの接種を受託される会員の医療機関については、随時提出してもらって結構です。可能なら 10 月 9 日午後 1 時より開催の「季節型、新型のインフルエンザワクチン接種についての説明会」のときにお持ち下さい。

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

新型インフルエンザワクチン接種の受託医療機関の選定並びに
優先接種医療従事者数の確認について(依頼)

標記の件につきまして、別紙様式1により貴会会員医療機関にご確認いただき、貴会にて受託医療機関リスト並びに委任状をお取り纏めの上、平成21年10月13日(火)までに本会までお送り下さいますようお願い申し上げます。

なお、優先接種医療従事者並びに受託医療機関につきましては、下記事項にご留意下さいますようお願い申し上げます。

記

- (1) 優先接種対象となる医療従事者は、内科、小児科、耳鼻科等の新型インフルエンザの診療を行う医療機関であって、診療に際し、新型インフルエンザの患者と直接接触する医師・看護師・準看護師です。福岡県における優先接種医療従事者のワクチンは、6万5千100人分です。ワクチン数に限りがあるため、今回は、医師・看護師・準看護師のみを医療従事者における最優先対象者としております。報告いただいた総数がワクチン総数を上回った場合には、報告いただいた接種希望者数が、実際の接種者数とならない場合もあることにご留意下さい。また、ご報告いただいた希望者数等を勘案し、その他の職種の医療従事者についても接種を検討する予定としております。
- (2) 受託医療機関については、厚生労働省と本会が一括契約を締結するため、委任状の提出が必要です。新型インフルエンザの診療を行う医療機関で、上記優先接種医療従事者のみの接種を行う医療機関も受託医療機関となります。ただし、国直轄の医療機関は、厚生労働省と直接契約となるため、医療従事者の希望者数の報告のみを提出いただき、委任状は提出いただく必要はありません。

【参考：受託医療機関の接種パターンの例】

	例 1	例 2	例 3	例 4	例 5
自院の医療従事者	○	○	○	○	×
自院に入院する者	×	○	○	○	○
自院に通院する者	×	×	○	○	○
上記以外の者	×	×	×	○	×

例5：産婦人科で、新型インフルエンザ患者の診療は行わないが、かかりつけの妊婦に接種を行う場合など

新型インフルエンザワクチン接種に係る受託医療機関 申請様式

都市医師会名

市町村名

受託医療機関名	所在地(住所)	電話番号	代表者(契約者)	季節性インフルエンザワクチン接種の実施	新型インフルエンザワクチン接種			ワクチン接種希望者数		納入卸業者
					自院の医療従事者	自院の入院・通院者	一般来院者	医師	看護師 + 准看護師	

「季節性インフルエンザワクチン接種の実施」の欄については、定期接種、任意接種にかかわらず、実施している場合、○を記入下さい。

「自院の医療従事者」の欄については、新型インフルエンザワクチン接種を行う場合に、○を記入ください。

「自院の入院・通院者」の欄については、自院に入院又はかかりつけで通院している者に新型インフルエンザワクチン接種を行う場合に、○を記入ください。

「一般来院者」欄については、自院の医療従事者及び入院又はかかりつけで通院している者以外の者に新型インフルエンザワクチン接種をする場合に、○を記入下さい。

「ワクチン接種」の欄については、今回の対象は、新型インフルエンザの診療に直接従事する医師、看護師、准看護師(内科、小児科、救急科等、新型インフルエンザの診療を行う診療科に属する)であって、接種を希望する人数を記入下さい。なお、医師、看護師、准看護師で、非常勤の方については、主たる勤務地と重複しないようご留意下さい。

「納入卸業者」の欄については、新型インフルエンザワクチンの納入にあたる卸業者を1社指定してください。複数業者の指定はできません。

委 任 状

厚生労働大臣と本医療機関との間で、新型インフルエンザ（Ａ／
Ｈ１Ｎ１）のワクチンの接種に係る業務実施に関する契約を締結す
る件について、福岡県医師会に委任いたします。

医 療 機 関 名：_____

医療機関住所：_____

代 表 者 名：_____

(地Ⅲ134) F

平成 21 年 10 月 2 日

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

新型インフルエンザ（A／H1N1）ワクチンの接種について

本日、厚生労働省主催により、新型インフルエンザ対策担当課長会議が開催され、今後の新型インフルエンザワクチン（以下、「ワクチン」とする）の接種について基本的な内容が示されました。

詳細については、同会議に提出された資料に示されておりますが、同資料が相当な量であることから、都道府県医師会文書管理システムの「お知らせ」欄に掲載いたしますので、ご高覧のうえ、こちらをご活用いただきたくお願い申し上げます。

なお、当該資料は、文言の修正の可能性があり、最終版につきましては、追ってご連絡申し上げる予定であります。

また、ワクチン接種に関する諸種の広報・周知については、国、都道府県、市町村がパンフレットやホームページ等の媒体を通じて、行っていくこととしていきます。

今回の会議の内容の主なポイントのみ次頁に記に示しますが、近く通知、事務連絡が厚生労働省から発出される予定であり、その際にはあらためてご連絡申し上げます。

つきましては、貴職におかれましては、本件についてご了知のうえ、貴会管下の郡市区医師会ならびに会員医療機関に対する周知方、ご高配下さいますようよろしくお願い申し上げます。

今回の会議の主なポイント（要約）

1. ワクチン接種受託医療機関のとりまとめについて

- 9月15日に開催した都道府県医師会長協議会でご説明いたしましたとおり、郡市区医師会は、管下の会員医療機関のうち接種を希望する医療機関（受託医療機関）をとりまとめ、都道府県医師会にご提出下さい。
- その際に、受託医療機関は、国との契約を都道府県医師会に委任する旨の委任状を当該郡市区医師会にご送付ください。
- また、郡市区医師会がとりまとめる受託医療機関リストには、①受託医療機関名、②所在地、③代表者名をご記入下さい。加えてリストに欄を設け、自院の医療従事者、自院の入院患者、基礎疾患で自院に通院しているものには接種を行うが、一般来院者には接種を行わない医療機関は当該欄に「×」印をご記入ください。（市区町村が当該リストを基に地域住民に新型インフルエンザ受託医療機関を周知・広報する際等に、掲載の可否を判断するためのものです）
- 都道府県医師会は、郡市区医師会から送付されたリストをとりまとめ、地方厚生局との間で契約をご締結いただき、郡市区医師会を通じ受託医療機関に契約を締結した旨をご周知下さい。

2. ワクチンの接種費用について

- ワクチンは2回接種を基本とします。接種費用は初回接種時が3,600円、2回目接種時が2,550円とし、2回目接種を初回と異なる医療機関で行う場合は3,600円とします。
- この費用は、国内製剤、海外製剤（輸入製剤）とも同一であり、全国一律の費用となります。
- 市町村民税非課税世帯に属するものへの負担軽減（公費負担）については、その対象者の範囲および減免対象額を市町村が設定できるものとします。

3. 優先接種対象者等について

- ワクチンが感染予防ではなく、感染した際の重症化を予防するという観点から、優先接種対象者は次のとおりとします。
- 新型インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者（救急隊員を含む。）

- ・ この範囲は、原則として医業をなす病院又は診療所において新型インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者とし、診療科及び職種については次のとおりの考え方とします。
- ・ 診療科は、内科、小児科、救急科等、新型インフルエンザ患者の診療を行う診療科を基本としますが、その他の診療科であっても、新型インフルエンザ患者の診療を行う特段の事情がある場合は対象として差し支えありません。
- ・ 職種は、医師、看護師、准看護師等、新型インフルエンザ患者の診療に直接従事する職種を基本としますが、その他の職種であっても、個々の医療機関の適切な判断で対象として差し支えありません。

○ 基礎疾患を有する者

- ・ 対象となる疾患は、以下のとおりとします。
- ・ 慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、慢性腎疾患、慢性肝疾患、神経疾患・神経筋疾患、血液疾患、糖尿病、疾患や治療に伴う免疫抑制状態（悪性腫瘍、関節リウマチ・膠原病、内分泌疾患（肥満を含む）、消化器疾患、HIV 感染症・その他の疾患や治療に伴う免疫抑制状態）、小児科領域の慢性疾患
- ・ それぞれの疾患のなかで、優先接種者と考えられる患者の病態、重症度等について、今般「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準」が示されましたが、これに該当しない患者は一律に優先対象としないというのではなく、医師の判断により対象とすることは差し支えありません。
- ・ なお、基礎疾患を有する優先接種対象者で、当該疾患でかかっている医療機関が受託医療機関でない場合は、他の受託医療機関で接種を受けることができるよう、当該主治医はその患者が優先接種対象者であることの証明書を発行することとします。

○ 妊婦

○ 1 歳から小学校 3 年生に相当する年齢の小児

○ 1 歳未満の小児の保護者及び優先接種対象者のうち、身体的な理由により予防接種が受けられない者の保護者等

○ その他の者

- ・ 小学校 4 年生以上、中学生、高校生の年齢に相当する年齢の者
- ・ 65 歳以上の者

4. 接種開始スケジュールについて

- 厚生労働省から示されたスケジュールにおいては、10 月 19 日の週から接種開始予定としておりますが、これらについては、画一的に行えない場合も想定され、地域の実情に応じて変更する可能性があります。

以上

今後の新型インフルエンザ対策について

ーワクチン接種の基本方針ー

厚生労働省



平成21年10月1日

新型インフルエンザ(A/H1N1)の特徴について

○季節性インフルエンザと類似した点が多い。

- ①感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復
- ②治療薬(タミフル、リレンザ)が有効

○しかしながら、

- ①基礎疾患(糖尿病、ぜん息等)を有する者、妊婦等は、重症化する可能性が高い
- ②国民の大多数に免疫がなく、感染が拡大するおそれ大きい

今回のワクチン接種の目的について

インフルエンザワクチンは、

- ・重症化等の防止については、一定の効果が期待
- ・感染防止の効果は、保証されていない。



○今回のワクチンの接種の目的は

- ①死亡者や重症者の発生をできる限り減らす
- ②患者が集中発生することによる医療機関の混乱を極力防ぎ、必要な医療提供体制を確保する

＜感染防止を目的とするものではないことに留意＞

優先的に接種する対象者について

対象者		人数
優先接種対象者	①インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者(救急隊員含む。)	約100万人
	②妊婦	約100万人
	基礎疾患を有する者	約900万人
	③1歳～小学校3年生に相当する年齢の小児	約1,000万人
その他	④・1歳未満の小児の保護者 ・優先接種対象者のうち、身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等	約200万人
	小学校4～6年生、中学生、高校生に相当する年齢の者	約1,000万人
	高齢者(65歳以上)(基礎疾患を有する者を除く)	約2,100万人
		約5,400万人

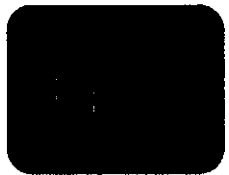
➡ 上記以外の者に対する接種については、上記の者への接種状況等を踏まえ、対応。

ワクチンの確保について

○年度内に、国内産ワクチン・輸入ワクチンあわせて、約7700万人分程度(2回接種の場合)確保見込み。



- ・10月19日(月)の週から順次接種開始見込み
- ・年度内2700万人分程度確保予定



- ・12月末～1月に輸入開始見込み
- ・年度内5000万人分程度確保予定

※輸入ワクチンの確保のため、必要な立法措置を速やかに講じる。

(参考): ワクチンの接種回数について

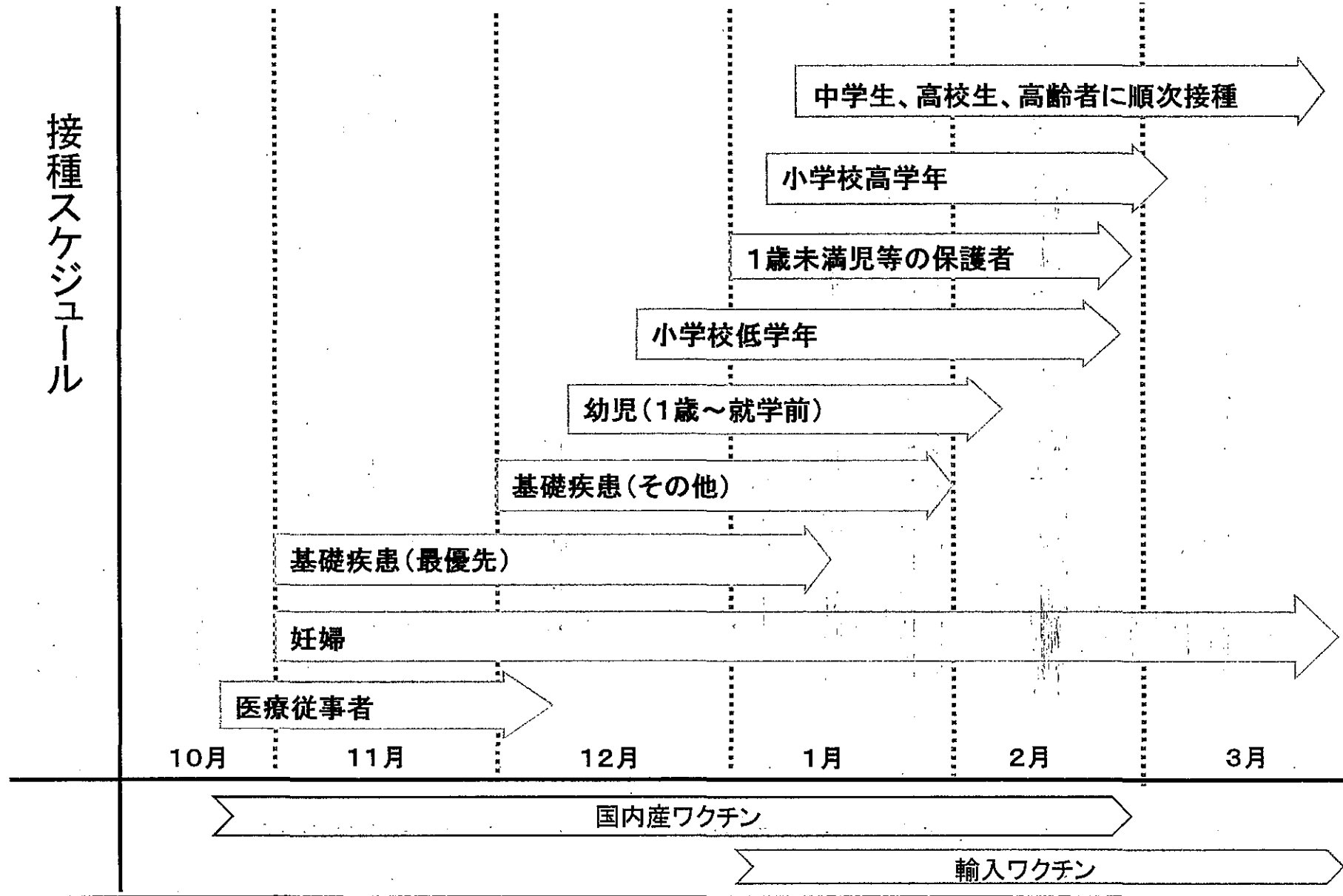
○現時点では、2回接種を前提

➡ 今後の臨床試験の結果等を踏まえ、10月下旬(※)以降、見直す可能性あり。

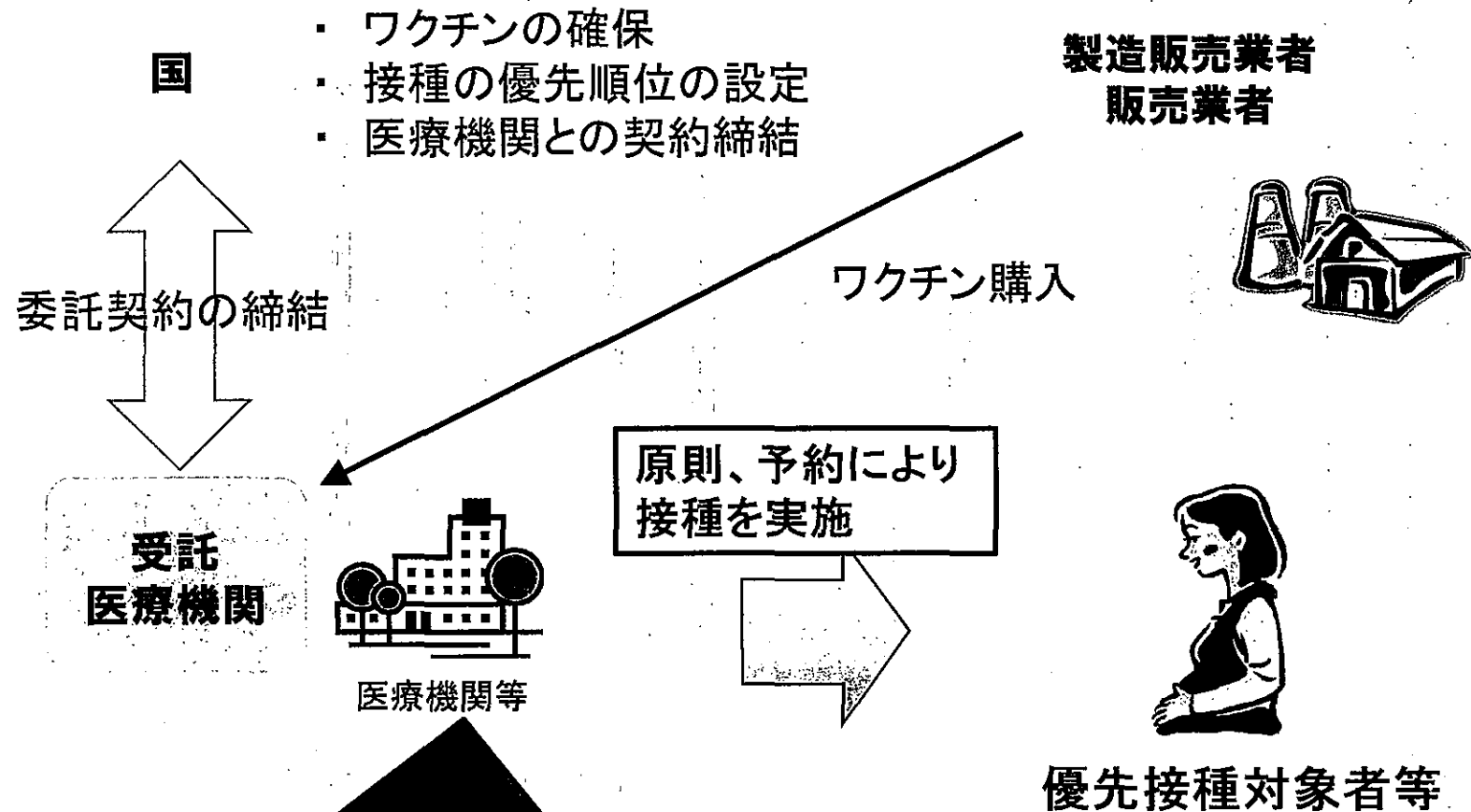
※ 輸入ワクチンについては、特例承認時(12月頃を想定)に判断予定

接種スケジュールの目安

※ 地域によって、若干異なる可能性がある。



ワクチン接種事業のスキーム



具体的なスケジュール等は、かかりつけの医療機関や市町村にお問い合わせ下さい

費用負担について

○費用負担については、実費を徴収。

接種費用 : 合計 6150円
1回目 3600円
2回目 2550円(※)

※ 1回目と異なる医療機関で接種する場合は3600円
(基本的な健康状態等の確認が必要なため)

○所得の少ない世帯の負担軽減

- ・国としては、市町村民税非課税世帯(人口の約3割)
を軽減できる財源を措置
- ・市町村は、これを踏まえ軽減措置の内容を今後決定

➡ 具体的内容については、今後、市町村において、
決められる予定。

ワクチンの有効性、安全性について

○インフルエンザワクチンには、限界がある。

- ー重症化、死亡の防止について、一定の効果が期待
- ー感染防止、流行の阻止の効果は、保証されていない

○稀ではあるが重篤な副作用も起こりうる。

- ・ 国内産ワクチン

- ー安全性は、季節性インフルエンザワクチンと同程度と考えられる

- ・ 輸入ワクチン

- ー国内産ワクチンと、製造法、成分、接種方法等が違い、有効性・安全性が異なる可能性がある。

- ・ 副反応を迅速に把握し、当該情報を専門家により、評価する仕組みを構築し、速やかに対応。

- ・ 予防接種法に準じた救済制度の創設を予定。

国民の皆様へ

○ワクチンは、一定の効果が期待される一方、リスクも存在する。

国民お一人お一人が、ワクチン接種の効果とリスクをご理解いただいた上で、接種を受けていただけるよう得られる限りの情報を、迅速に、提供してまいります。